

# 営業所技術者等の専任現場兼務

---

営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事（後掲）について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できるよう改正されました。

（建設業法第 26 条の 5）

## 【兼務の要件】

- **工事契約（法律）**

当該営業所において締結された工事であること

- **請負金額（政令）**

1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）未満

- **兼任現場数（政令）**

1 工事現場

- **営業所と工事現場の距離（省令）**

1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内

- **下請次数（省令）**

3 次まで

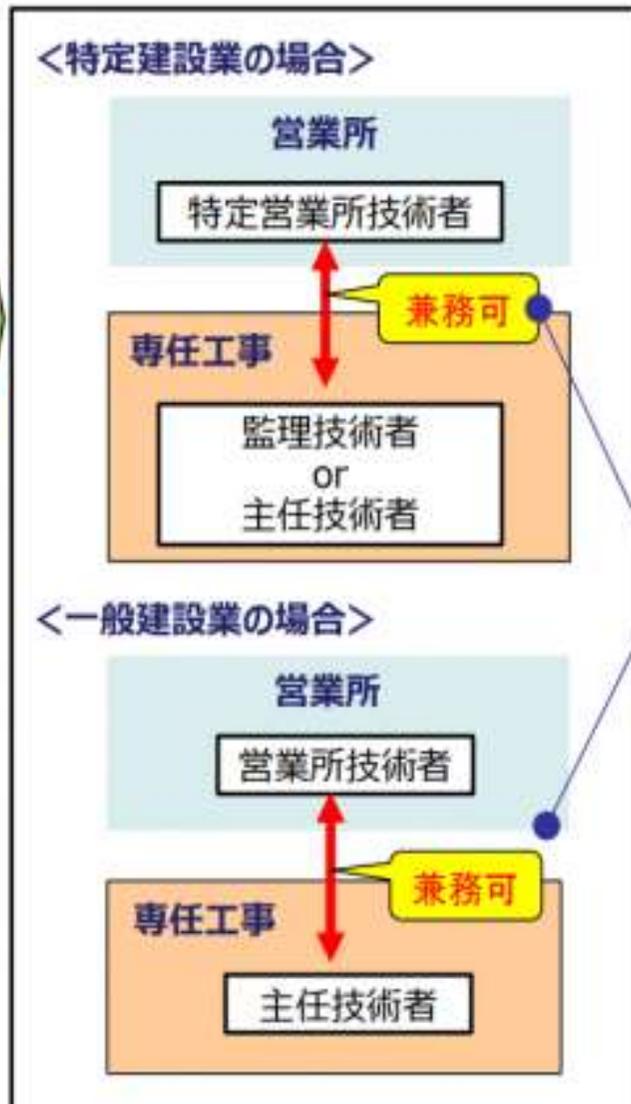
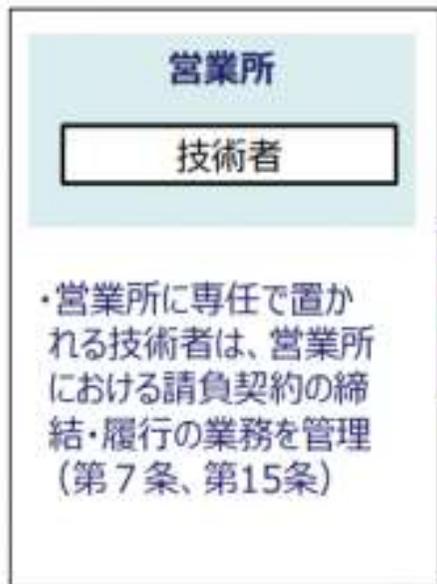
- **連絡員の配置（省令）**

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）

- **施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）**

- **人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）**

- **現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）**



- 【兼務の要件】**
- 工事契約** (法律)  
当該営業所において締結された工事であること
  - 請負金額** (政令)  
1億円 (建築一式工事の場合は2億円) 未満
  - 兼任現場数** (政令)  
1工事現場
  - 営業所と工事現場の距離** (省令)  
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
  - 下請次数** (省令)  
3次まで
  - 連絡員の配置** (省令)  
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置  
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
  - 施工体制を確認できる情報通信技術の措置** (省令)
  - 人員の配置を示す計画書の作成、保存等** (省令)  
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
  - 現場状況を確認するための情報通信機器の設置** (省令)
- ※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

## その他（営業所技術者等関係）

- 営業所に近接し、専任を要さない工事現場の主任技術者等の兼務は、引き続き適用が可能です。

[（平成 15 年 4 月 21 日付国総建第 18 号（外部サイトへリンク））](#)

- 営業所に近接していない、専任を要しない工事現場の主任技術者等の兼務は、専任を要する工事現場の兼任要件を全て満たす場合は可能です。
- 営業所技術者等の専任現場兼務と上記兼務の併用はできません。

なお、本改正の詳細や他の改正事項につきましては、[国土交通省のホームページ](#)を御参照ください。